

伊万里市農家民宿開業支援事業費補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 市長は、本市の豊かな自然環境、地域資源等を活用し、交流人口の拡大と滞在型観光の推進を図るため、新たに農家民宿を開業する者に対し、予算の範囲内において補助金を交付することとし、その補助金については、伊万里市補助金等交付規則（平成9年規則第9号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところによる。

（用語の意義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 農家民宿 農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律（平成6年法律第46号）第2条第5項に規定する農林漁業体験民宿業を営む施設をいう。
- (2) 新規開業者 旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項に規定する許可を受け、新たな農家民宿を市内で開業する者をいう。
- (3) 既開業者 旅館業法第3条第1項に規定する許可を受け、既に農家民宿を開業しているもので、既存の農家民宿とは別の農家民宿を市内で開業する者をいう。
- (4) グリーン・ツーリズム部会 一般社団法人伊万里市観光協会グリーン・ツーリズム部会をいう。

（補助対象者）

第3条 補助金の交付の対象となる者は、新規開業者又は既開業者であって、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) グリーン・ツーリズム部会に加入し、グリーン・ツーリズム部会が実施する事業に参加する者
- (2) 市税等を滞納していない者

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、次に掲げる農家民宿の開業のために必要な経費とする。

- (1) 農家民宿を開業するための施設の改修に要する経費
- (2) 消防用設備等の設置に要する経費
- (3) 旅館業法第3条第1項に規定する許可を受けるために必要な経費
- (4) その他農家民宿の開業のために必要な経費として市長が認めるもの

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額とし、算出した額に1,000円未満の端数が生じるときは、その端数を切り捨てるものとする。

2 補助金の上限額は、開業する農家民宿1件当たり50万円とする。

(交付の申請)

第6条 規則第3条に規定する補助金等交付申請書は、様式第1号のとおりとする。

(交付の条件)

第7条 規則第5条の規定により付する支援金の交付の条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 規則及びこの要綱の規定に従うこと。
- (2) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容を変更する場合においては、市長の承認を受けること。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、市長の承認を受けること。
- (4) 補助事業が予定の期間に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けること。
- (5) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿、書類等を整備し、補助金の交付の決定を受けた日の属する年度の翌年度から起算して5年

間保管すること。

- (6) 規則第 8 条第 1 項各号又は第 1 6 条各号に規定する事項が生じたときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその内容若しくはこれに付した条件を変更することがあること。
- (7) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 4 0 年大蔵省令第 1 5 号）に定める耐用年数に相当する期間中、帳簿、書類等に加え、財産管理台帳その他関係書類を整備し、保管すること。
- (8) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的な運用を図ること。
- (9) 規則第 1 8 条本文の規定により、市長の承認を受けて財産を処分したことにより収入があった場合には、当該収入の全部又は一部を市に納付させることがあること。

（決定の通知）

第 8 条 規則第 6 条に規定する補助金等交付決定通知書は、様式第 2 号のとおりとする。

（補助事業の変更）

第 9 条 規則第 8 条第 1 項に規定する補助事業等変更承認申請書は、様式第 3 号のとおりとする。

2 規則第 8 条第 3 項に規定する補助金等交付変更通知書は、様式第 4 号のとおりとする。

（実績報告）

第 1 0 条 規則第 1 2 条に規定する補助事業等実績報告書は、様式第 5 号のとおりとし、補助事業の完了の日から起算して 3 0 日以内又は当該年度の 3 月 3 1 日のいずれか早い日までに、必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第 1 1 条 規則第 1 3 条に規定する補助金等確定通知書は、様式第 6 号のとおりとする。

(補助金の交付)

第 1 2 条 規則第 1 5 条第 1 項に規定する補助金等交付請求書は、様式第 7 号のとおりとする。

(交付の取消し等)

第 1 3 条 市長は、補助金の交付の決定を受けた者が規則第 1 6 条各号又は次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、当該取消しの部分に関し、既に補助金を交付しているときは、当該取消しの部分に係る額について返還を命ずるものとする。

(1) 補助金の額の確定を受けた日から起算して 3 年を経過する日までに、補助事業により開業した農家民宿を廃業したとき。

(2) 補助金の額の確定を受けた日から起算して 3 年を経過する日までに、グリーン・ツーリズム部会を退会したとき。

(3) その他市長が相当と認める事由があるとき。

2 前項第 1 号又は第 2 号による交付の決定の取消しを行う場合にあっては、補助事業により開業した農家民宿を開業していた期間又はグリーン・ツーリズム部会に入会していた期間の日割によりその取り消すべき額を算定するものとする。

3 規則第 1 7 条に規定する補助金等返還命令書は、様式第 8 号のとおりとする。

(補則)

第 1 4 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(この要綱の失効)

- 2 この要綱は、令和 1 0 年 3 月 3 1 日限り、その効力を失う。ただし、この要綱の失効前に第 8 条の規定により交付の決定を受けた補助金については、第 1 3 条の規定は、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。